

憲法9条の成立 (IV)

河 上 暁 弘

はじめに

1. 憲法9条成立過程に関する論点に関する議論の前提
2. 幣原とマッカーサーの証言
— 幣原・マッカーサー会談 (1946年1月24日) (以上 2月号)
3. 戦争放棄条項 (憲法第9条) の文言の推移についての概観
4. 憲法9条の憲法条項内の位置
5. 「芦田修正」と「文民」条項挿入をめぐる問題について
(以上 3月号)
6. 憲法9条成立過程における条文修正が及ぼした効果について
7. 高柳・マッカーサー往復書簡について (以上 4月号)
8. 幣原提起説をめぐる証言・学説の検討 (以下 本号)
9. 憲法9条と再軍備・沖縄

おわりに

8. 幣原提起説をめぐる証言・学説の検討

以上のような問題・論点の検討を踏まえて、9条成立過程における日本側のアクターに目を向けたい。その中心は、時の首相・幣原喜重郎である。

通説的な見解によれば、幣原は戦争放棄の発想をマッカーサーに（1946年1月24日の会談の際）提示し、その結果二人は大きく意気投合し、それがマッカーサー・ノート、GHQ草案、日本国憲法の平和主義規定へとつながる、とされる。これまでの検討を通して、私は、この見解自体に変更を加える必要性も感じないし、また実際これを覆す実証的・確定的な史料・資料が発見されたという事実もないように思われる⁽¹⁵⁵⁾。

しかし、この点に関して、当事者の中で様々な証言があることは、振り返っておく必要があるだろう。

まず何とんでも、マッカーサーも、幣原も、憲法9条の提案は、幣原からのものであることをはっきりと言明している点は最重要のポイントである（前述）。

次に、この点について、GHQ側では、ホイットニーの著作（C. Whitney, MacArthur — His Rendezvous with History, A. Knopf, New York, 1956.）や高柳憲法調査会会長への書簡、それを裏づけるラウエルやリゾーの証言、ワイルズの『東京旋風』などは、幣原提案説を肯定するものがあるともされる⁽¹⁵⁶⁾。

ホイットニーは、その著書『日本におけるマッカーサー』の中で次のように記している。「一九四六年一月二十四日正午、幣原首相が到着するや、私はマッカーサー元帥のオフィスに案内した。……私は幣原首相が二時半に辞去した後、すぐにマッカーサーに会いにはいった。そして会談の前と、あとの彼の表情のコントラストは何か重要なことが起こった

(155) 憲法9条の成立過程に関するおそらく最も詳細で緻密な研究としてあげられるのは、佐々木高雄『戦争放棄条項の成立経緯』（成文堂、1997年）であろう。この著者の史料・文書を顕微鏡で見るがごとく緻密な研究手法と時には当時の天候や気温まで調査する情熱と厳密な研究姿勢には誠に頭の下がる思いもするし大変参考になる。しかし、結局、幣原説を批判するこの著書も、幣原提起説を裏づける証言のある部分にいろいろと疑念があるということを繰り返し述べているにとどまるのであって、それを根底から覆すものとも思われず（部分否定は決して全体否定にはならない）、ましてやそれとは異なる説、例えばマッカーサー提起説を裏付けるような資料・証言を導き出すところまでは至っていないというわけでもないのではないかと思われる。

(156) 幣原平和財団編前掲書註(36)『幣原喜重郎』683頁。憲法調査会編前掲註(9)『日本国憲法制定の由来』257頁以下、参照。

ことを、すぐに私に感じさせた。／マッカーサーは、それがどんなことであったかを次のように説明した。幣原首相はペニシリンのお礼をいった後、今度、新憲法が起草される時には、戦争と軍事施設維持を永久に放棄する条項 [an article renouncing war and the maintenance of a military establishment once and for all] を含むよう提案した。幣原首相は、この手段によって、日本は軍国主義と警察テロの再出現 [re-emergence of militarism and police terrorism] を防ぎ、同時に自由世界の最も懐疑的な人々に対して、日本は将来、平和主義の道を追求しようという有力な証拠をさえ示すことができると述べた。さらに幣原首相は、日本はすべての海外資源を失ったのであるから、もし軍事費の重圧から解放されさえすれば、膨張する人口の最低限度の必要を満たす、機会をどうにか持つことができることを指摘した。この問題をマッカーサー元帥と幣原首相のふたりは、二時間半にわたって話し合ったのであった。幣原首相の秘書官岸倉松氏は、幣原首相は、マッカーサー元帥と連絡する前からそのような考えをもっていたのだと後になって語った。」⁽¹⁵⁷⁾

しかし、日本側では、幣原内閣の閣僚であった松本烝治、芦田均らは幣原提案説に否定的な見解を述べる⁽¹⁵⁸⁾。

例えば、幣原提起説に最も否定的な松本烝治は、いわゆる松本案が軍の規定を存置したものであったこと、またそのGHQへの提出に際してその点についての「説明書」を付加したことの事情を述べた際に、次のように述べている。

(157) コートニー・ホイットニー『日本におけるマッカーサー』毎日新聞社外信部訳、毎日新聞社、1957年、91-92頁。同書は、C. Whitney, *MacArthur — His Rendezvous with History*, A. Knopf, New York, 1956. の抄訳である。引用部分の英語部分は、C. Whitney, *op. cit.*, p.258.

(158) その他日本側の閣僚あるいはそれに準じる職責を果たしたもののたちの証言として次のようなものがある（憲法調査会編前掲註(9)『日本国憲法制定の由来』262頁）。

吉田茂「私の感じでは、これはやはりマッカーサー元帥の考えによって加えたものと思います。もちろん幣原総理も同様の信念を持っておられ、総理と元帥との会談の際そのような話が出て、両者が大いに意気投合したということはあったと思います [ママ] が、憲法にこの種の規定を設けるまでのところを幣原首相が申し出たものとは考えられません。」

檜橋渡「幣原首相が第九条のイニシアティブを取ったのではないと確信する。第九条はマッカーサーが極東委員会に対する考慮から、日本が平和的になったことを強く出すことによって、日本に対する国際的な圧力を回避しようとした結果であると思う。」

白洲次郎「正確なことは判らないが、私の印象では幣原首相がああ程度まで、軍備を全然放棄するという考えであったかどうかについては非常に疑問である。」

佐藤達夫「幣原首相がマッカーサー元帥に対して憲法の条文に入れたいというまでの具体的な提案をしたとは思われない。ただ両者が意気投合したことは事実であろう。」

「もうこのときから軍というものは置き、内閣が統帥するようにしたい、と説明書では言っているのであります。そしてこの説明書を出すについては、幣原さんはもちろん同意されて、特にこれをいいとか賛成するとかいう意味を言われたかどうか記憶しませんが、何ら異議なく同意された。しかるにその幣原さんが、軍の廃止は初めから自分の考えだと、マッカーサーに言われたというのですが、……どうも言われておられないように思うのです。軍の廃止は向うからこしらえて押しつけてきたので、それに対してこちらは相当に反抗したのであります。それをこちらの意思で何か軍の廃止をしたいと言ったから、マッカーサーがそういうことを書いたと言われるのは、前後、全く転倒している。はなはだしい間違いだと思います」⁽¹⁵⁹⁾。

また、芦田均によると、幣原が、1946年2月22日の閣議の中で、マッカーサーが戦争放棄条項について、この条項により日本が全世界に対してモラルリーダーシップをとることが賢明であると述べたのに対して、幣原は、マッカーサーに対して、リーダーシップと言われるが、おそらく「followersなどいないのではないか」と答えたところ、マッカーサーは、followersがなくとも日本は失うところはない、これを支持しないのは支持しない者が悪いのだと言ったとされる⁽¹⁶⁰⁾。

いずれも、幣原が、閣僚たちに対しては、戦争放棄について賛同的でない評価をしていたことを伝えるものである。

これに対して、幣原に最も近かった側近者ないし親近者であった長谷部忠、馬場恒吾、

(159) 憲法調査会編前掲註(9)『日本国憲法制定の由来』265頁。

(160) 前掲書註(91)『芦田均日記』第1巻、79頁。

1946年2月21日にマッカーサーと会談した幣原は翌日の2月22日の閣議においてマッカーサーの言葉を閣僚たちに伝えているが、そのマッカーサーの発言について芦田日記には次のように伝えている(同書79頁)。

「『戦争を抛棄すると声明して日本がMoral Leadershipを握るべきだと思ふ』。／幣原は此時語を挿んでleadershipと言はれるが、恐らく誰もfollowerとならないだらうと言った。／MacArthurは、／『followersが無くとも日本は失ふ処はない。之を支持しないのは、しない者が悪いのである』」

青木得三、平野三郎⁽¹⁶¹⁾、大平駒槌（娘である羽室ミチ子のメモ）、入江俊郎、大池真、岸倉松の証言や記録は、幣原提案説に肯定的であるともされ、また彼らの多くは、幣原から話を聞いたとしたりしていて、当時の幣原をめぐる状況に精通している観があるという評価もある⁽¹⁶²⁾。どうやら、幣原内閣の閣僚たちは幣原提起説には批判的であるが、他方、幣原に関係が近いものほど、幣原提起説に肯定的な傾向が見られる。この〈傾向〉に注目しつつ、以下、これらの証言をさらに見ておきたい。

まず、衆議院事務総長であった大池真の手記では次のようにあるとされる。

「五月三日憲法記念日式典終了後午後六時半、幣原議長は議會報告を兼ねて……GHQにマックアーサー元帥を訪問した。この時にマックアーサー元帥から次のような発言が出たことを記憶してゐる。

“自分は日本進駐まで武力による破壊行為だけ續けて來たが、これからは平和の建設に全力を獻げるつもりである。而して日本憲法制定に當り幣原君は日本は一切の戦力を抛棄すると言はれたが、私はそれは約五十年間早過ぎる議論ではないかといふような気がした。然しこの高邁な理想こそ世界に範を示すものと思つて深い敬意を拂つたのであるが、今日の世界情勢からみると、何としても早すぎたような感じがする。”

マックアーサー元帥の前記発言に對し、幣原議長はニガ笑ひして聞いてをられただけで

(161) 平野三郎の証言は、「平野文書」として知られる。文書「幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について — 平野三郎記 —」（昭和三十九年二月 憲法調査会事務局）である。同文書は、1964年の2月に憲法調査会事務局によって印刷に付され調査会の参考資料として採択されたものであり、現在は国立国会図書館憲政資料室に保管されており、（次のような注記にあるような条件付きのものではあるが）web上でも閲覧が可能である（<http://kenpou2010.web.fc2.com/15-1.hiranobunnsyo.html> 2016年11月30日閲覧）。

「同資料は、国立国会図書館憲政資料室所蔵の『憲法調査会資料（西沢哲四郎旧蔵）』より、『資料請求番号165』の『幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について — 平野三郎氏記』を、当サイトが国立国会図書館複写サービスを利用して入手し、引用・転載したものです」との注記がある。

この資料（web資料）について、水島朝穂は、「最近、『幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について』（平野三郎記、昭和39年2月、憲法調査会事務局）が公表された。これは、憲法9条の発案者が幣原喜重郎であったことを示す有力な根拠となるといえる」と指摘している（水島朝穂「直言」2016年8月15日 <http://www.asaho.com/jpn/bkno/2016/0815.html>）[2017年1月15日閲覧]。

(162) 幣原平和財団編前掲書註(36)『幣原喜重郎』679—697頁。深瀬前掲書註(4)124、130、134—138頁、憲法調査会編前掲註(9)『日本国憲法制定の由来』261—273頁、小林直樹『憲法第九条』岩波新書、1982年、29—32頁。なお、青木得三の証言は、憲法調査会「憲法制定の経過に関する小委員会第八回議事録」（1958年7月10日）2頁以下、参照。

あつた。その後間もなく朝鮮事變が起つた。」（衆議院事務總長 大池眞手記）⁽¹⁶³⁾

また、「幣原の心事を最もよく知悉して」いるともされる岸倉松元秘書官は次のように語っている。

「マックアーサー元帥が米國上院の軍事外交共同委員會で證言されたことは、恐らく事實だと思ふのであります。そのことに就いて思ひ出されることは、昭和二十一年の一月元旦に『人間天皇』に關する御詔勅が下されましたが、あの御詔勅の原案は幣原首相が永田町の首相官邸の事務室で自ら英文でお書きになつたものであります。その時首相はお風邪を召して肺炎を起されましたが、幸ひマックアーサー元帥からペニシリンを寄贈せられ、そのおかげで間もなく全快されたのであります。そこで一月二十四日の正午幣原首相はお禮のためにマ元帥を訪問され、約三時間ばかりゆつくりとマ元帥と差し向ひで懇談されたことがありました。その時の會談内容に關しては、首相からは何もお話はありませんでしたが、其の後總司令部側の人々から伺つたところを綜合致しますと、その時幣原首相は『今度病氣をして寝てゐるうちに種々様々なことを考へたが、原子爆彈のようなものが出來た今日、日本は今後再び戦争を起さないよう戦争を廢棄する決心をしなければならぬ。』といふことを衷心から披瀝された。これに對し、マ元帥も大いに共鳴し、滿腔の賛意を表し、その實現方を激勵されたといふことであります。少くとも幣原首相はこの病氣を境として、心境に大きな變化があつたように思はれるのであります。だからそれから以後、首相は段々戦争放棄といふ大理想を實際に實現しなければならぬといふお考へに變つて行つたようであります。而してこの心境の變化が實現の問題とぶつつかつた [ママ] のは昭和二十一年二月中旬總司令部からマックアーサー憲法草案が提示せられた時であります。當時幣原首相のお考へは理想は理想として、現實に戦力を放棄するといふことを憲法に規定するといふところまで割り切つての決心はまだできてゐなかつた上に、實際政治の運営といふ面からこれを表面に出すことに就いては大いに苦しまれてゐたように思ふのであります。然し二月二十一日マックアーサー元帥と會見せられ、マ元帥及び總司令部側の意圖するところがはつきり認識せらるゝに及んで、幣原首相の決意は愈々と堅められ、理想と現實を一體として具現せねばならぬ事態に當面した以上、従來からの一切の行懸りを拋棄せねばならぬといふ考へから、茲に斷乎決意をせられたと推測される節があるので

(163) 幣原平和財団編前掲書註(36)『幣原喜重郎』684頁。ただし、後(1958年7月10日)に大池は、内閣の憲法調査会の場で、そうした手記を自らは手元に所持していない旨を言明した上で、しかし、内容的にはほぼ同様の内容を証言している(憲法調査会前掲議事録註(162)13頁以下、参照)。

あります。現にその頃反対意見を持つ閣僚を自ら説得せられてゐた事実がありますのみならず、爾來幣原首相の戦争放棄に関する主張は、漸次理路整然として外部に提唱聲明せらるゝようになっていたのであります。この心境の變化と事態の推移を究めずして、たゞ表面的の事実からマックアーサー元帥の着想發案説をとつて、彼れ是れ批判論議することは大きな間違ではなからうかと思ふのであります。」⁽¹⁶⁴⁾

さらに、「幣原内閣とその次の第一次吉田内閣の法制局長官として、この憲法の成立に因縁淺からざる」人物であるところの入江俊郎は、『時の法令』（『旬刊 時の法令解説』第51号、1952年3月3日号）において「幣原さんの戦争拋棄」という小論を發表し、それには「想像」と断りながらも、第9条の幣原提起説を是認し、かつその論文の末節において次のように述べている。

「マックアーサー元帥は、幣原さんと会談中、よく幣原さんの真意をつかみ、おそらくは百万の味方を得たごとく感じ、自信をもつて、戦争放棄条項を総司令部側より日本側に提出すべき参考草案の中に盛りこむことを部下に求めたのではなからうか。幣原さんがいなくなつたら、マックアーサー元帥といえども、ここまで徹底して、理想を實際政治の上の実現させ得なかつたのではなからうか。また幣原さんだけで、元帥がいなくなつたら、やはりこのやうな極めて理想的な憲法の條項は、遂に生れ得なかつたのではなからうか。／この條項は、きはめて理想的である。余りに理想的である。従つて、現在のやうな国際状勢の下では、いろいろの批判の生れることもやむを得ない。いつかは改正されねばならぬものかもしれぬ。だが、それと、この条文の持つ理想的な面、即ちその文化史的意義とは別のことだと思ふ。この類例のない規定が、よしわれわれの実定法の上で変貌を余儀なくされる日があるとしても、この規定の持つ文化史的意義は永久に忘れられるものではない。人類が、真剣に平和を欣求する本然の叫び声は、永遠に地上からは絶えないであろう。同時に、ここで述べた私の想像にして誤りなしとすれば、この崇高な立場を着想し、しかもこれを現実政治の中に具体化して、一国の憲法の実定法とする上の起動力を与えたであろう幣原さんと、マックアーサー元帥の役割も、また永遠に記憶されるべきものと思う。」⁽¹⁶⁵⁾

また、入江はその後も、幣原が閣議（例えば1946年1月30日）の議論の中で（政府案から）軍の規定を条文としては削除した方が得策であるということを再三主張したことはき

(164) 幣原平和財団編前掲書註(36)『幣原喜重郎』684—685頁。岸の証言としては、憲法調査会「憲法調査会第六回議事録」（1957年11月20日）42頁以下も参照。

(165) 入江俊郎「時の法令」『旬刊時の法令解説』51号、1952年3月3日号、26—27頁。

わめて興味深いと述べ⁽¹⁶⁶⁾、また、幣原は「自衛戦争といいながら侵略戦争に移ることがしばしばあるので、自衛戦争そのものが非常に危険なのだということを前々から言っており」⁽¹⁶⁷⁾、それをマッカーサーに伝えた可能性を指摘している。

あるいは、平野三郎もいわゆる「平野文書」の中にある次のような幣原との間の質疑の回答を記している⁽¹⁶⁸⁾。

「問 ……憲法は先生の独自の御判断で出来たものですか。一般に信じられているところは、マッカーサー元帥の命令の結果ということになっています。もっとも草案は勧告という形で日本に提示された訳ですが、あの勧告に従わなければ天皇の身体も保証できないという恫喝があったのですから事実上命令に外ならなかったと思えますが。

答 そのことは此処だけの話にしておいて貰わねばならないが、実はあの年（昭和二十年）の春から正月にかけ僕は風邪をひいて寝込んだ。僕が決心をしたのはその時である。それに僕には天皇制を維持するという重大な使命があった。元来、第九条のようなことを日本側から言い出すようなことは出来るものではない。まして天皇の問題に至っては尚更である。この二つに密接にからみ合っていた。実に重大な段階であった。／幸いマッカー

(166) 憲法調査会「憲法調査会第五回総会議事録」（1957年11月6日）6－7頁、参照。

(167) 入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』第一法規出版、1976年、99頁（なお註(9)で同書の出版社を誤って記した。お詫びの上、左記のように訂正をさせて頂きたい）。

なお、この著書は、東京大学占領体制研究会において行われた1954年夏の口述（1956年秋修補）の「日本国憲法制定の経緯」に本人の若干の補正を加えて作製された憲法調査会資料（憲資四十六号・1960年7月）「日本国憲法制定の経緯」をもとにしたものである。（憲法制定過程の部分〔「日本国憲法制定の経緯」〕の内容は同じで、それにいくつかの論文を加えて一冊の本にしている。）

また、入江は、次のようにも言っている。

「幣原さんは、当時、何回かマッカーサー元帥に会っておられる。その際、広島や長崎の原爆も話題となり、戦争の惨禍についても意見が交わされ、さうして、現在のよう原子戦の時代になると、真に世界平和を希求するならば、絶対に戦争を行わず、武力を備えないことが一番であるということが、幣原さんの口から出たのではなかろうか。……なぜ、こんな想像をするかといえば、幣原さんは、いつも云っていた。『自衛戦争の名において、いかに多くの侵略戦争がなされたことか。どこの国が、自国は侵略戦争をするというであらうか』と。／これは外交官として長く国際場裡に生活された幣原さんの真実の言葉であつたらう。これをいうときの幣原さんの鋭い語気といい、眼つきといい、本当に真剣なものを感じさせたのである」（入江前掲論文註(165)26頁）。

(168) 前掲文書註(161)「幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について — 平野三郎記 —」。

サーは天皇制を維持する気持ちをもっていた。本国からもその線の命令があり、アメリカの肚は決まっていた。所がアメリカにとって厄介な問題があった。それは豪州やニュージーランドなどが、天皇の問題に関してはソ連に同調する気配を示したことである。これらの国々は日本を極度に恐れていた。日本が再軍備したら大変である。戦争中の日本軍の行動はあまりにも彼らの心胆を寒からしめたから無理もないことであった。日本人は天皇のためなら平気で死んでいく。殊に彼らに与えていた印象は、天皇と戦争の不可分とも言うべき関係であった。これらの国々はソ連への同調によって、対日理事会の評決ではアメリカは孤立する恐れがあった。この情勢の中で、天皇の人間化と戦争放棄を同時に提案することを僕は考えた訳である。／豪州その他の国々は日本の再軍備化を恐れるのであって、天皇制そのものを問題にしている訳ではない。故に戦争が放棄された上で、単に名目的に天皇が存続するだけなら、戦争の権化としての天皇は消滅するから、彼らの対象とする天皇制は廃止されたと同然である。もともとアメリカ側である豪州その他の諸国は、この案ならばアメリカと歩調を揃え、逆にソ連を孤立させることができる。／この構想は天皇制を存続すると共に第九条を実現する言わば一石二鳥の名案である。もともと天皇制存即「ママ」と言ってもシムボルということになった訳だが、僕はもともと天皇はそうあるべきものと思っていた。元来天皇は権力の座になかったのであり、またなかったからこそ続いていたのだ。もし天皇が権力をもったら、何かの失政があった場合、当然責任問題が起って倒れる。世襲制度である以上、常に偉人ばかりとは限らない。日の丸は日本の象徴であるが、天皇は日の丸の旗を維持する神主のようなものであって、むしろそれが天皇本来の昔に戻ったものであり、その方が天皇のためにも日本のためにも良いと僕は思う。／この考えは僕だけではなかったが、国体に触れることだから、仮にも日本側からこんなことを口にすることは出来なかった。憲法は押しつけられたという形をとった訳であるが、当時の実情としてそういう形でなかったら実際に出来ることではなかった。／そこで僕はマッカーサーに進言し、命令として出してもらうように決心したのだが、これは実に重大なことであって、一步誤れば首相自らが国体と祖国の命運を売り渡す国賊行為の汚名を覚悟しなければならぬ。松本君にさえも打ち明けることのできないことである。幸い僕の風邪は肺炎ということで元帥からペニシリンというアメリカの新薬を貰いそれによって全快した。そのお礼ということで僕が元帥を訪問したのである。それは昭和二一年の一月二四日である。その日僕は元帥と二人きりで長い時間話し込んだ。すべてはそこで決まった訳だ。」

また、長谷部忠（当時朝日新聞編集局次長、後に朝日新聞社長）も、1946年3月22日に

首相官邸で開かれた食事会において、「たまたま戦争放棄のことが話題になった」ときに、幣原が「戦争放棄の規定はマッカーサーから押しつけられたものではない……そういうように世間では考えられておるようだけでもぜんぜんそうではないのだ。あれはまったく自分の発意によつて入れることにしたものだ。自分は日本を今後生かしていく上においては、これが一番いいと考えておる。しかしそれがほんとうに日本のためにいいか悪いかということ、後世になつて歴史家の判断に待つ以外ない」⁽¹⁶⁹⁾などと述べたと証言している。加えて、幣原が閣議において戦争放棄条項が自らの提案であったことを全く述べていないことに対し、「当時の松本丞治さんとかその他の方があるいは向うから押しつけられたのだといっておるのは、非常に悪い言葉でいえば、日本の閣僚まで幣原さんにごまかされておつた、幣原さんがこつそりマッカーサーがそれを押しつけたという恰好にして幣原さんは知らん顔をしておつたと、そういうふうには僕は——新聞記者だから意地悪く解釈するかもしれないけれども——思うわけです」⁽¹⁷⁰⁾、と述べていることは、当時の状況を知る上で非常に参考になる指摘であるように思われる⁽¹⁷¹⁾。

ここで、当時の幣原首相の心境に関して、元枢密顧問官・大平駒槌の娘である羽室ミチ子のメモ（「戦争放棄条項と天皇制維持との関連について——大平駒槌氏の息女のメモ

(169) 憲法調査会前掲議事録註(162)11頁。

(170) 憲法調査会前掲議事録註(162)13頁。

(171) また、長谷部と同様に、幣原から第9条の発案者について直接話を聞いたとする証言として、小山武夫（中部日本新聞元政治部長）のものがある。小山は、内閣憲法調査会が開催した公聴会で次のように語っている。

「第9条が誰によって発案されたかという問題が当時から政界の問題となっておりました。そこで幣原さんにオフレコでお話を伺ったわけでありまして。その第9条の発案者というふうな限定した質問に対しまして、幣原さんは『それは私であります。私がマッカーサー元帥に申し上げて、そして、こういうふうな第9条という条文になって来たんだ』ということをはっきり申しておりました。」（テレビ朝日「報道ステーション」2016年2月26日放送。同番組では、引用のような小山の肉声による証言の場面での音声放映された。これを、引用者が聴き取った限りではあるが、すべてそのまま引用しておきたい。）

—」)⁽¹⁷²⁾も見ておきたい。この大平は幣原首相の無二の親友であったが、このメモは、当時、幣原首相が大平に語ったところを、大平の口述により羽室ミチ子が筆記したものである。このメモによれば、大平は、次のように語っている⁽¹⁷³⁾。

「幣原は病氣中に随分色々の事を考えたらしい。まず一番の念願である天皇制を維持しなければ死ねない。ともかくはつきりする様になんとかしなければならぬと言う事。それから原子爆弾の様なおそろしい兵器による将来の戦争のおそろしさ、又世界を平和に保つ事が出来る様にするには如何にすればよいか等という事を考えてみたと言う」

「それで病気の礼を言い、一月末マツカーサーを訪ねた時三時間程二人だけでいろいろの事を話合った。……この日はこちらから先に頭からマツカーサーに自分は年をとつているのでいつ死ぬかわからないからどうか生きている間にどうしても天皇制を維持させておいてほしいと思うが協力してくれるかとたずねた。これに対してマツカーサーは……天皇制を維持させる事に協力し又その様に努力したいと思つていと返事した。」

「そこで幣原は……ホツト〔ママ〕一安心したらしい。つゞいてあれこれ話を始め、かねて考えた世界中が戦力をもたないという理想論を始め戦争を世界中がしなくなる様になるには戦争を放棄するという事以外にないと考えると話し出したところがマツカーサーは急に立ちあがつて両手で手を握り涙を目にいつばいためてその通りだと言い出したので幣原は一寸びつくりしたと言う。」

「幣原は更に世界から信用をなくしてしまつた日本にとつて戦争をしないと言う様な事をハツキリと世界に声明する事、只それだけが敗戦国日本を信用してもらえる唯一の堂々と言える事ではないだろうかと言う様な事も話して大いに二人は共鳴してその日はわかれ

(172) 同資料は、現在は、憲法調査会関係資料として、国立公文書館に保存され（請求番号「憲00115105」）、Website「国立公文書館デジタルアーカイブ（<https://www.digital.archives.go.jp/>）において閲覧することができる（<http://www.digital.archives.go.jp/das/image/F0000000000000331528>）[2016年12月1日閲覧]。

なお、同資料の作成経緯は次のとおりである。まず、幣原喜重郎と親交のあつた元枢密院顧問官大平駒槌が、1946年4月に、幣原と会って聞いた話を、羽室ミチ子が手帳にメモをした。しかし、その手帳が同年6月に盗難により紛失したので、それから9年後の1955年に幣原の伝記が作成されるにあたり、当時87歳の大平が、9年前に口述した記憶を蘇らせて話した話を羽室が帰宅後に大学ノートに鉛筆で書きとめた。これが「羽室メモ」である。さらに、この「羽室メモ」のうち、戦争放棄と天皇制に関する部分を要約して談話の形に書き直したものが「覚書」として高柳憲法調査会会長に送られている。これが、上記「戦争放棄条項と天皇制維持との関連について — 大平駒槌氏の息女のメモ —」である（廣田前掲論文註(9)123頁、参照）。

(173) 前掲資料註(172)「戦争放棄条項と天皇制維持との関連について」。

たそうだ」

「マッカーサーは出来る限り日本の為になる様にと考えていたらしいが本国政府の一部、GHQの一部、極東委員会では非常に不利な議論が出ている。殊にソ聯、オランダ、オーストラリア等は殊の外天皇と言うものをおそれていた。……だから天皇制を廃止する事は勿論天皇を戦犯にすべきだと強固に主張し始めたのだ。この事についてマッカーサーは非常に困つたらしい。そこで出来る限り早く幣原の理想である戦争放棄を世界に声明し日本国民はもう戦争をしないと宣言する決心を示して外国の信用を得、天皇をシンボルとする事を憲法に明記すれば列国もとやかく言わずに天皇制へふみ切れるだろうと考えたらしい。……これ以外に天皇制をつづけてゆける方法はないのではないかと言う事に二人の意見が一致したのでこの草案を通す事に幣原も腹をきめたのだそうだ」

右の羽室メモにおける大平駒槌の談話に関して、高柳賢三（内閣憲法調査会会長）は、次のように述べている。

「もちろん平和主義者であった幣原首相が原子力時代に戦争はもうできない、世界各国が第九条のように戦争放棄、戦力不保持の原則を模範とするようにならなければ人類は滅亡するという、世界的な立場からその見解をマッカーサーに語り、マッカーサーもこれに同調したということはありません。……しかし同時にまた、日本の政治家としての幣原首相が、第九条のような規定を置くことが天皇制保持のための最善の方策であるというふうに考えたことも可能でしょう。しかもそれは、幣原さんらしい考え方のようにも思われます。もっとも羽室さんは戦争放棄を両氏のうちどちらがいい出したかは、これははっきり記憶しませんと、私への手紙の中で書いておられます。しかし、天皇制保持と九条を結びつけて考えるときマッカーサーのはっきりというように、幣原首相のいいだした提案であるということもやはり可能性があるんじゃないかとも思われるのであります。そしてこれによって、いろいろなあの頃の動きがはっきりするような気もいたします。」⁽¹⁷⁴⁾

これはきわめて素直な解釈でかつ説得的な説明であるように思われる。

なお、この羽室メモにおける大平駒槌の談話に関しては、この高柳賢三のような比較的素直な史実の解釈が存在する一方で、戦争放棄と戦力不保持の区別を殊更強調し幣原は戦争放棄を主張したのであって戦力不保持については提起していないなどとする見解（例えば、幣原道太郎説）⁽¹⁷⁵⁾も存在する。この種の議論は重要だと思われるので少し検討してみ

(174) 憲法調査会編前掲註(9)『日本国憲法制定の由来』268-269頁。

(175) 幣原喜重郎『外交五十年』（原書房、1974年）における幣原道太郎「解説」（同書・323頁以下）参照。

たい。

まずそもそもの疑問は、上のような幣原提案を戦争放棄と戦力不保持とにわざわざ分割してみせる見解の実利的意味は、憲法制定史解明の上では、一体どこにあるのだろうかというところにある。そもそも、幣原提案が戦争放棄のみの提案で戦力不保持についてはそれを否定していたという明確な証言は存在しない。少なくとも、マッカーサーが「腰が抜けるほど驚いた」というのは戦力不保持を含んでいるであろうし（戦争放棄だけであればそれほど驚かない）、また幣原も戦争放棄の提起だけであって戦力不保持提起はしていないとあえてその違いを指摘・強調する旨の言明も証言も存在しない。少なくとも、幣原の提起は、戦力不保持を含むものとして受けとめられているようである。

幣原はマッカーサーとの会談の中で（不戦条約の失敗等に鑑み）自衛戦争を含むあらゆる戦争の放棄を提起したとされるのだが、一步譲って仮にその時、その言明の中に戦力不保持の問題が抜け落ちていたのだとしても、幣原の広義の意図（真意）がそれを否定していない限り、幣原提案が戦争の放棄に強調点が置かれた形の提案であったということにとどまることになる。そうであるとすれば、幣原の提案の中にそうした一切の問題が原理的には（一步進めた論理必然性の中に）含まれていたと解すれば、この問題は、決してマッカーサーの誤解・独断などという理解ではなく、幣原の徹底的な平和主義の意図・真意が結局その会談を通して非常によく理解され、結果的に憲法条項（第9条）として実現されたという大筋の理解から出発してよいのではなかろうか。そうではなくて、幣原の提案の言明の中の戦力不保持の明確な言明が明らかになっていないという点を、過度に強調して、そのことがいかにも、幣原の意見・意図において戦力不保持の否定の意味を持つがごとく扱い、ひいては憲法9条・幣原提起説を否定する論拠とするに至っては、幣原の提起の歴史的意味を全く見失うことになるのではないかと思われる。

この点では、幣原は「全世界の軍備の撤廃」を主張したのであって日本の軍備撤廃をマッカーサーに提起したわけではないとする見解も同様である。少なくとも、世界の軍備の撤廃という主張は、日本が、世界中が非武装国家になってはじめてそれに追随することと即イコールではないことは明白である。世界の軍備撤廃という主張は、広い意味を持っていて、それは日本の非武装化のみでは飽きたらず世界中にも非武装を拡大して行くという立場も当然含み得るからである（実際幣原は、憲法制定期において、日本が軍備撤廃の先頭をきるべきことを強く主張している [1946年3月27日戦争調査会第1回総会での発言など]）。

思うに、「証言」は文章としてはまずは素直に読むべきであろう。ただし、他の証言を

あわせて読んだりして、その内容に合理的な疑いを積み上げていく中でその証言の否定が成り立つ場合も大いにあることは言うまでもない。だが、例えば、部分否定を全体否定と同視したり、証言の中に現れた片言隻句をとらえて否定の論理にすぐさま導くのでは、論理の飛躍という批判さえ起こりうるだろう（ただし、以上の点を適切にふまえるならば、その上で、例えば「幣原提起のもたらした効果は量的・質的にどの程度のものであったのか」といった点についての考察を別途行うということも、可能かつ有効であろう）。

また、こうした点について、例えば佐々木高雄⁽¹⁷⁶⁾は、幣原の提起を（その効果が量的・質的に少ないという主張に留まらず）「ソバ屋のおやじ」の類いに留まる程度のものと解釈している（すなわちマッカーサーが憲法案の思考中に屋台のソバ屋のチャルメラの音が聞こえてきて、彼の頭の中で、チャルメラ→ラッパ→軍隊→戦争→厭戦感情と行き着いてもソバ屋を憲法9条の生みの親とは呼べないとのたとえから）。これは幣原提起の事実（1946年1月24日幣原・マッカーサー会談）を否定したものではないが、幣原がいなくとも戦争放棄条項が生まれえたという見解であろうか。また、マッカーサーは幣原の提起前から（あるいは幣原提起がなくとも）戦争放棄条項を憲法案に入れることを完全に確信・決定していたということであろうか。そうであるとすれば、私は賛同できない。少なくとも、この見解を主張するにはマッカーサーが1月24日以前に憲法に戦争放棄条項を入れることを決意していたことを何らかの具体的な証拠によって示す必要があるように思われる。やはり、私には幣原は「憲法9条発想の父」であるという表現の方が、適切であるように思われる。むしろ、私は、幣原の示唆・提案がマッカーサーを動かし、その承認・決定へとつながって行く過程と結果の重みを直視する必要性の方を強調したいと思う。

以上、こうした諸見解を検討すると、大枠では、少なくとも憲法9条のアイディアは幣原の提起に由来するという方向性で考えるのが自然であると思われる。

確かに一方で、幣原内閣の閣僚達が幣原提起説に消極的な見解を述べるには一定の理由があるといわなければならない。それは幣原が、松本委員会発足からGHQ案受け入れ決定の閣議までの間、一度たりとも閣議において、平和主義規定を憲法に盛り込むべきだという具体的で積極的な提案をしたことはなく、また1月24日のマッカーサーとの会談のことも閣僚達に報告したことなどはなく、加えて政府が1946年2月8日に提出した政府案（松本甲案・乙案、ただし前述のとおり乙案から軍関係の条項は削除されている）には戦

(176) 佐々木前掲書註(57)45頁以下、参照。

争放棄の具体的な条項は全く盛り込まれてはいなかったからである。幣原は、閣内ではせいぜい軍関係の規定を憲法草案から削除することを再三指摘しているにとどまるのであって、芦田均によると、2月21日のマッカーサー・幣原会談のあくる日（2月22日）の閣議での報告では、むしろ「followersがいないのではないか」と不安を述べる幣原を励ますマッカーサーの構図が述べられていて乗り気なのはマッカーサーの方だといった形で自己弁明に徹している観さえあるのである⁽¹⁷⁷⁾。ただし、私には、この点も幣原が提起していないことを完全に確定づける証拠となるとは必ずしも思えない（少なくとも不安の心情を吐露することと反対意見を述べることとの間には越えがたい深い溝がある）。

なお、この点について古関彰一は、次のように述べる。

「考えてみれば、幣原はマッカーサーとの会談では『戦争を放棄すること以外ないと考える』とその〔1946年2月19日の閣議の〕数日前に提案しているというのである。であるとすれば、松本らからGHQ案を渡された幣原は、『マッカーサーは私の提案を受け入れたのですね』と満足顔でいたはずである。しかし現実には、閣議は深刻な雰囲気始まり、その後幣原は……閣議でGHQ案を『受託できぬ』と九条が盛り込まれているGHQ案に『反対』すら述べているのである。／こうした事実から考えると、著者は幣原説を採ることはできないのである。」⁽¹⁷⁸⁾

また、三輪隆も次のように述べている⁽¹⁷⁹⁾。

「もし仮に1月24日のいわゆるペニシリン会談の際の幣原の非武装平和論が、天皇制存置のための戦術的な取引として、あるいは純粋に理想に燃えてマッカーサーを説得するためになされたのだとするならば、幣原の1月29日閣議での発言〔憲法から軍に関する規定の削除提案 — 引用者〕はもっと強いものであったはずでしょうし、また松本委員会へも働きかけて軍に関する規定を削除することを試みていたはずでしょう。……2月13日になってGHQの憲法草案を突きつけられた際には、それまで政府部内では実現できなかった自分のアイディアがGHQにたいする自分の働きかけによって実現したのですから、その時こそは自分の主張である非武装こそ天皇制存続のために必要なのだと胸を張って主張してよいはずです」

(177) 前掲書註(91)『芦田均日記』第1巻、79頁。なお、古関前掲書註(9)『新憲法の誕生』中公文庫版、136—137頁もこの点を取り上げ、「マッカーサー提案説」の有力な根拠の一つとしている。

(178) 古関前掲書註(9)『平和憲法の深層』61—62頁。

(179) 三輪前掲論文註(32)44頁。

しかし、幣原提案説を否定するのによく用いられる以上のような点を考慮しても、私には、こうした閣僚たちのネガティブな証言などから、ただちに「マッカーサー説」に与したり、ましてや9条がマッカーサーによる押しつけであったという説に与するような気にはなれないのである。少なくとも、これらのコンテキストの中でより重要だと私には思われるのは、閣内では戦争放棄に対してネガティブな意見が大勢を占め、松本内閣大臣をはじめ軍を保持せぬことは独立国でないことを意味するものとさえ強硬に主張され、閣議をまとめて行こうとするならとてもそこは戦争放棄の提案をできるような雰囲気にはなかったという事実の方である。しかも当時、首相には大臣の罷免権はなく、（閣議は多数決制ではなく全員一致制をとっているため）閣内不一致は内閣総辞職につながりかねない。ここで、確かなのは、幣原は当時の激動的で複雑な状況の中で深く思い悩んだに違いないということである。結局、（少なくとも結果的には）幣原は、いわば「マッカーサー経由」（伊藤成彦）で戦争放棄の提案をすることになった。

幣原が松本内閣のGHQへの『説明書』に反対しなかったり、閣内で戦争放棄に積極的でなかったりした事情・背景について、堤堯は次のように推測する。

「要は閣内で戦力を持つことに同意しながら、外で廃止を言うはずもないとする。幣原は松本の『説明書』がハネられると見ている。にもかかわらず松本は提出に固執する。言っても無駄な時は黙るしかない。出させておいてハネさせる。幣原の沈黙を同意と受け取る方が単純に過ぎる」⁽¹⁸⁰⁾。「幣原はこれらの〔戦争放棄や象徴天皇制という〕重要条項を腹中に秘めて、起草責任者の松本に告げなかった。『象徴天皇制』といい、『戦争放棄』といい、二つながら閣議を通るはずもないと見ていたからだ。事実、のちに二つは閣議でも議会で紛糾する。このような大事はガイアツ（外圧）を利用しなければ通らない」⁽¹⁸¹⁾。「幣原が閣議でマックとの会話を有り体に語るわけもない。彼の役どころは抵抗者のソレを演じることにある。オレは抵抗したけれど、相手は要求を下げない。オレの苦衷を分かってくれ……。何しろ『象徴天皇制』といい『戦力不保持』といい、他ならぬ自分の発案だと知れば、内閣はたちまち分解する。ここは先方が『天皇の身柄=Person』を『人

(180) 堤前掲書註(36)111頁。

(181) 堤前掲書註(36)86頁。

質』に取った上での『押し付け』としなければ、閣議はまとまらない⁽¹⁸²⁾。「古来、敗戦国の宰相Aが戦勝国の占領総督Bに向かう態度は、うわべはともあれ、基本的に面従腹背である。心中小腰屈めて上目遣いに相手の出方を窺う。このBをどう操縦してくれようかと、思案を胸に押し隠す。加えてAは知っている。率いる閣僚や官僚らが最後にひれ伏すのは自分ではなくBに対してであり、彼らを束ねて動かすにはBの威をもってするのが決め手になると。なにしろ真の統治者はBなのだ。／幣原の場合、もう一枚のカードがある。天皇である。以後、幣原の言動を辿れば、二枚のカードを巧みに使ってコトを進めた形跡がある⁽¹⁸³⁾。「占領総督のガイアツ（外圧）と至高の権威を巧みに利用し、あり得る混乱を未然に防いだ⁽¹⁸⁴⁾」。

こうした堤の推測は、堤の著書の「主要参考文献」⁽¹⁸⁵⁾を見る限り、憲法成立過程に関して研究者が通常参照する同様の史料・資料から導かれた「解釈」によるものである。先に見た、例えば、古関彰一のような、「松本らからGHQ案を渡された幣原は、『マッカーサーは私の提案を受け入れたのですね』と満足顔でいたはずである」のに閣議で消極的な態度を取ったから幣原説を採ることができないといった見解（これまた「解釈」である）とどちらがより当時の幣原の閣僚との関係で置かれた立場をより説得的に伝えているかということがここでの論点なのである。

幣原の深慮を深瀬忠一は次のように分析する。それは、「敗戦後、外国軍隊の占領下に、日本国再建の百年の大計を方向づける憲法草案を起草する一国の最高責任者の苦悩」と当時の情勢の分析である。

「主権国家の戦争遂行権と軍備を放棄することは、敗戦後の武装解除・隷属状態を法的に恒久化し、占領軍に対する売国的迎合と国家としての自主独立性の喪失になるかもしれない……。しかし、二十世紀の二度の大戦を通じ戦争と軍備が国を滅ぼすものであることをわが国自体の過誤と惨禍によって知った。平和と軍縮こそ、核時代に新しい『正義の大

(182) 堤前掲書註(36)114頁。ただし、「天皇の身柄=Person」という部分であるが、1946年2月13日のGHQとの会談の際に、GHQ側が天皇の「Person」について「脅迫」してきた旨を指摘しているのは松本丞治であり（「日本国憲法の草案について」『憲資・総第28号』等）、他の者（吉田茂、白洲次郎、長谷川元吉、ラウエル、ハッシー）はそうした発言がGHQ側にあったことに対して否定的であるとされる（高柳ほか編前掲書註(52)『日本国憲法制定の過程Ⅱ』58頁、参照）。

(183) 堤前掲書註(36)100—101頁。

(184) 堤前掲書註(36)110頁。

(185) 堤前掲書註(36)374—378頁、参照。

道』であり『幣原外交』の発展と恒久化の絶好のチャンスではないか。……そこに、戦争・戦力放棄の発想に対する拒絶と進取の真向から相反する思想と態度があり、幣原は深く思索し、他の閣僚達の多数が拒絶反応に傾いていたことは十分推測される。そして、この両面を考えぬいた幣原が、第九条の発想、起草、審議過程において、次第に積極的かつ明確に態度を決定することになった。また他の閣僚や側近に対しさらには対社会的に、それぞれの具体的状況や相手に応じて問題の二面性が異なった形で漏らされ表明され、また、総理大臣の調整とまとめ役（老練の外交政治家）の立場から多様にとられうる発言と挙動となった。しかし、第九条の発想から審議・制定にいたる動態的過程において、一月二十四日会談から二月二十二日閣議決定の間に、幣原の一切の戦争と戦力放棄の憲法条項化の積極的態度は確定し、国会審議と国民の多数の支持を背景に『不動の信念』をかためるにいたったと断定できる。マッカーサーの勧告・圧力・決定があったことはたしかであるが、それに屈したわけでは全然ない。むしろ自らの多年の信念を、敗戦と占領政策を逆手にとって、核時代の恒久世界平和建設の礎石に据えた、幣原の洞察力と力量の卓抜性とステーツマンシップを見なければならぬであろう。」⁽¹⁸⁶⁾

この点は私も同感である。このようにとらえれば、幣原やマッカーサーの証言、あるいは他の人々の様々な証言が、それぞれの持つ意味内容を比較的矛盾が少なく、積極的に理解することが可能になるかと思われる。

しかし、他方で敢えて付け加えるならば、幣原の9条提起が平和の実現というポジティブな理由からのみとらえられないことも事実である。それは、すでにいくつかの証言（大平メモなど）が示しているように、戦争放棄は、敗戦後の激動的な情勢の下、国内外からの強い民主化・非軍国主義化要求の声が沸騰している中で、結果的には、日本側「支配者層」自ら天皇制を護持するための「苦肉の策」でもあったということである⁽¹⁸⁷⁾。ただし、このことは、決して幣原の戦争放棄の提案が目的の時点から常に天皇制護持とバスター（だけ）であったことを意味するものではなく、結果的に憲法9条が天皇制護持にも役に立つという結果の面からの結び付きを意味するものであるように思われる（9条・平和主

(186) 深瀬前掲書註(4)136-137頁。

(187) 加藤哲郎（加藤哲郎『象徴天皇制の起源 — アメリカの心理戦「日本計画」』平凡社新書、2005年）は、米国にとっては、象徴天皇制は、すでに1942年の時点で、米国の戦略情報局（OSS）の「日本計画」で構想されていたものであり、天皇を戦後、「平和のシンボル」として利用しようとしたとする。もっとも、仮に米国政府（全体）がそのように考えていたとしても、他国の動向によって天皇制や昭和天皇自身がどのようになるかは不確定要素を含みうるものであったことは注意する必要があるだろう。

義原理自体は、幣原にとっても、独立した意義を持つように思われる)。だが、やはりこの側面にも目を向けないわけには行かない。

当時の天皇をめぐる情勢はきわめて流動的でもあった。例えば、オーストラリア、ソ連、中国、ニュージーランドなどは天皇制に対してきわめて批判的で戦争責任追及の姿勢も見せていた(ただし、極東軍事裁判の被告人選定会議で天皇訴追を正式に提議したのは結局オーストラリア一国であったとされる⁽¹⁸⁸⁾)。天皇制を護るには、それとバーターの条件がおそらく必要で、熟練した外交政治家の経験を持つ幣原からすれば、「これしかない」という判断があったとみてよいだろう。森戸辰男はこの間の事情を次のように述べている。

「幣原さんは何としても天皇制はくずさんようにしたいという考えを持っておられたようであります。ところが連合国の半分以上は天皇制は廃止すべきだという意見を持っていたので、これは危い状況にある。しかも間もなく極東委員会が出来て、マッカーサーの占領政策はその下に立たなければならぬという急迫した事情もあった。……なおもう一つは天皇を軍事裁判にかけるという意見もあった、この際何とかしてそれを防がなければならぬという事情もあったものと想像される。その場合は出来るだけ早く新たな憲法を作る、しかも天皇制を認めた憲法を作ることが必要である、しかしこの憲法を作る場合、天皇の政治権力は従来のようなものであってはならぬ、また一番の危険は軍部が反動勢力が天皇制を利用して国民の上に勢力を振ったのだからそのもとを断ち、一切の軍備を持たぬことにすればそういう心配がなくなり、天皇制廃止を主張する国々もしぶしぶではあるが納得するであろうという考慮があったのではないかと思います。〔中略〕だからこの絶対平和主義の条章というものは、象徴天皇制を護ってゆくことと密接な関係があったのではないかと考えられる」⁽¹⁸⁹⁾。

いかにも「幣原さんらしい考え方」(高柳賢三)である。このようにして見るならば、

(188) 粟屋憲太郎ほか「東京裁判」竹前栄治・袖井林二郎編『戦後日本の原点・上』悠思社、1992年、240頁以下、参照。

(189) 森戸辰男「高野岩三郎先生追悼会(1958年4月5日)の席上での発言」大内兵衛・森戸辰男・久留間鮫造監修『高野岩三郎伝』岩波書店、1968年、401頁(私自身は、堀尾輝久・山住正己『教育理念』東京大学出版会、1976年、176頁〔堀尾執筆部分〕により、この森戸発言を知った)。

なお、『昭和天皇実録』(第十、東京書籍、2017年)の1946年1月25日(幣原・マッカーサー会談があった日の翌日とされる日)に次のような記述があることに格別の注目をしたい。

「午後三時二十五分、表拝謁ノ間において内閣総理大臣幣原喜重郎に謁を賜い、奏上を受けられる。幣原は、昨日联合国最高司令官ダグラス・マッカーサーと会見し、天皇制維持の必要、及び戦争放棄等につき懇談を行った。」(同書・23頁)

幣原は単に平和主義の信念あるいは過去の自衛権・自衛戦争を認めた不戦条約の失敗や軍国主義の台頭に際して、外相を辞めざるを得なかったことを含めて痛い目にあった自らの経験（反軍国主義）からのみ戦争放棄条項を提起したのではなく、天皇制護持というきわめて冷静かつしたたかな計算があったことがうかがわれる。だがこのことは、かえって幣原提起説・発想説のリアリティを増すものでもあるだろう。今日から見れば、象徴天皇制と戦争放棄の導入が一体となって推進されたのは、一つの歴史のアイロニーというべきであろうか。しかし、繰り返しになるが、幣原の発案は、9条と天皇制が常にセット（パートナー）になっていたわけではないように思われる。幣原にとって9条は9条で独自の意義を持つのである。それは、幣原外交の成功と挫折の経験より発した不動の確信と信念によるものと推測される。

なお、堤堯は、幣原の9条の発想提起について、幣原が「むしろ現実主義者だったからこそ、第九条の発想に至ったのではないか」⁽¹⁹⁰⁾として、次のような推測をする。

「古来、以下のようなことが言えまいか。A国とB国が争い、Aが勝つ。ついでAとC国が争うとき、Bの兵力をCに向けて使役する。……B国の宰相は考える、自国の戦力＝若者を何とかして差し出すまいと。そのためにはどうするか。戦力を放棄すればいい。言うなら自らの手を縛って、ゲンコツを使えなくする」⁽¹⁹¹⁾、「東西冷戦の時代を見据え、将来、有事に米国から戦力供出を求められる事態となっても、9条はそれを拒む盾になると考えたのだろう」⁽¹⁹²⁾。

これは、ただの推測にとどまらない点もある。例えば、前掲の「平野文書」⁽¹⁹³⁾においても次のような幣原の「回答」部分が記されている。

「日米親善は必ずしも軍事一体化ではない。日本がアメリカの尖兵となることが果たしてアメリカのためであろうか。原子爆弾はやがて他国にも波及するだろう。次の戦争は想像に絶する。世界は亡びるかも知れない。世界が亡びればアメリカも亡びる。問題は今やアメリカでもロシアでも日本でもない。問題は世界である。いかにして世界の運命を切り拓くかである。日本がアメリカと全く同じものになったら誰が世界の運命を切り拓くか。」

もし、このように、幣原が自らの提案の背景に、日本が将来、戦勝国である米国の尖兵

(190) 堤前掲書註(36)124頁。

(191) 堤前掲書註(36)125頁。

(192) 「みちくさものがたり 皇居外周路 東京都 散歩で鍛えられた幣原外交」『朝日新聞』2016年9月17日朝刊第6面。

(193) 前掲文書註(161)「幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について — 平野 三郎記 —」。

にならないための予防策をとるということまでも含んでいたとすると、常に実利主義をとっていた「幣原外交」の現実的な意味はきわめて大きなものがあるように思われる。

このようなことがもしそのとおりであるとするならば、幣原の元外交官のスペシャリストであったリアリズムこそが憲法9条を生み出した元となったといえないだろうか⁽¹⁹⁴⁾。

すなわち、第一に、戦争放棄・軍備不保持がただ単に人類の理想であるというレベルではなく、核時代において戦争・軍備がその手段性を失い、人類を滅亡から救うためには全世界の国家が戦争放棄・軍備不保持を行わなければならない、そのためにはどこか一国からでも率先垂範する必要がある、それは敗戦の結果、軍備を持たないところに追い込まれた日本が結果的にちょうどそうしたことを行うのにふさわしい状況にあるということ、第二に、そうした戦争放棄・軍備不保持は、日本が二度と軍国主義の道を歩まないことを明確に示すことになり、国際社会での信頼を再び得る上でも最適であるということ、第三に、「満目蕭条たる焼け野原」となってしまった日本の経済状況から言っても、日本は軍備にお金をかける余裕はなく、挙げて平和主義に徹して、平和と経済的安定を求める経世済民の道を歩むべきことが最も現実的であるということ、第四に、天皇制を維持するためには、二度と天皇を中心とした神国日本・軍国主義日本にならないことを実効的に示す必要がある、象徴天皇制と戦争放棄・軍備不保持の双方を同時に成立させる必要があったこと、第五に、将来において戦勝国である米国の尖兵となることを未然に防ぐためにも、あらかじめ戦争放棄・軍備不保持をしておくことが最も有効な方法であるということなどである。こうしたことが、「現実主義者」である幣原をして、戦後日本に憲法9条が必要であるという認識に到達させたという推測は十分成り立ちうるように私には思われるのである。

さて、以上のようなことを総合的に勘案するならば、少なくとも憲法第9条の発想・アイディアの起源は幣原にあると私は考える。その思想的背景として、戦前の国際連盟・不

(194) 幣原の平和主義について、五百旗頭真は、次のように述べている（五百旗頭真 [五百旗頭真] 「歴史の咎を『戦争責任』で超えるとき」『中央公論』2005年10月号、233頁）。

「戦前の幣原外相が“協調外交”もしくは“平和的發展主義”の代表者であったことはいまでもない。四六年一月に発表された天皇の『人間宣言』とそれに付した首相談話にも、幣原は戦後日本の平和主義の重要性を、民主主義や合理主義とともに強調している。幣原首相が平和外交や平和的發展路線を奉じていたことは疑いない。その点では幣原首相は誰の助言も必要としなかった。大阪・門真という経済思考の強い地に生まれ育った幣原にとっては、『平和的』とは非軍事手段の重視を意味し、実質的には経済通商という手段の重視を内容としていた。幣原外交とは、力による圧迫という無理な影響力行使を非合理と退け、相互利益において自然に協調する関係を育む、経済重視の実利外交なのである。」

戦条約の成立下における協調・軍縮の「幣原外交」の一定の成功と挫折、および現代戦争（とくに核戦争）の惨禍と国民の「野に叫ぶ声」（反戦・厭戦感情）がある。幣原は、敗戦後の新日本の進み方として天皇制の擁護と徹底的な平和主義を不可欠と考え、そのことを1946年1月24日のマッカーサーとの会談の際、戦争廃絶・軍隊不保持の理念・信念として表明し、マッカーサーを感動させ、二人は大いに意気投合した。これが原点となって憲法9条が生まれることとなる。ただし、マッカーサーが賛成しなければこのことは実現しなかったわけであるから、憲法9条成立においては、マッカーサーの積極的な賛同も無視できない不可欠の要素である。その意味では、幣原の提案を受けて具体的積極的に憲法条項に盛り込むという最終決定は、マッカーサーの決断なしには成立し得なかったという側面は見ておく必要があろう⁽¹⁹⁵⁾。

この点での憲法学界の通説的見解は、「日本がなんらかの形で公的に平和主義の原則を宣言すべきであるという発想自体は、幣原に由来するが、これを新しい憲法に盛り込むという発想は、総司令部案起草の決断を下した際に、マッカーサーが自ら決定したところではなかろうか、というのが私の推測」（田中英夫）⁽¹⁹⁶⁾、「原案は幣原＝マッカーサーの“合作”」（小林直樹）⁽¹⁹⁷⁾であるように思われるが、結論だけを見れば、大筋ではそのように表現することも可能であろう。もちろん、この問題は、誰が最初に提起したとか、「合作」だとか完全に言い切ってしまうような「単純化」には向かない問題である。このことは常に想起しておく必要がある。しかし、例えば「合作」といってもただの「合作」ではなく、幣原の発想・提起が不可欠であり、その意味で幣原がイニシアチブを取った形の「合作」であったということに、私は格別の意義を見ておきたいと思う。幣原の提起なしに憲法9条は生まれなかったと私は思う。

この点、深瀬忠一は次のように指摘する。

「その実質的意味内容においては、マッカーサーの専断ではなく、とくに幣原首相の提

(195) 三輪隆は、「憲法9条の発案者を詮索することは、占領下における占領軍と日本政府との権力の従属関係を否定し、両者は対等なものだったと仮定することによって初めて可能となるものです。……幣原発案者説には、この占領下の従属的権力関係を直視しない傾向が著しくあります」と指摘する（三輪前掲論文註(32)43頁）。確かに、たとえ幣原が憲法9条にかかわる提案をしようともマッカーサーが受け入れなければ憲法9条は成立しなかったことは事実である。その意味で、幣原提案説に立つとしても、マッカーサーの積極的受容というその役割の大きさを認めないわけにはいかない。しかし、幣原が最初の提案をしたという説は、占領軍と日本政府が対等であったことを想定しない限り存立しえないというわけでもないように思われる。

(196) 田中前掲書註(9)100頁。

(197) 小林前掲書註(162)31-32頁。

言とその背後にある日本『国民の意思』に基づき、かつ……ポツダム宣言、連合国の意思、アメリカ政府の支持の枠内で、総合的に占領政策の基本方針を決定したものであり、幣原提言なくして、第九条が生まれたか疑問といわねばならない。……そしてその戦争放棄思想は、不戦条約に内包され徹底した『絶対平和主義』思想である、『制度としての戦争非合法化』思想であった。」⁽¹⁹⁸⁾

この「幣原提言なくして、第九条が生まれたか疑問」という指摘は、重要な指摘であるように私には思われる。しかも、幣原は、憲法制定議会（吉田茂内閣の国务大臣）の時においても、また晩年に至るまで、その平和主義思想は首尾一貫したものであったことはそれとして注目しておきたい。

この点、例えば、1950年6月に、日本の再軍備や講和後も米軍基地を維持し続けることを日本政府に約束させることを使命としてやって来たと言われるジョン・フォースター・ダレス（米国大統領特使）が初来日して、アリソンとともに吉田茂や幣原喜重郎に会見した時の（秘密）記録⁽¹⁹⁹⁾も残っているが、その中でも、そうした思想と信念があらわれているように思われる。吉田は、ダレスらと話をした大部分の日本人と同様に、「日本が新しい憲法で決めた戦争放棄および軍備放棄が、他の世界での争いや危険から日本を引き離すということを可能にすることであろう」⁽²⁰⁰⁾といった形で意見・希望を表明したにとどまる。もちろん、この種の意見表明であったとしても、憲法第9条を堅持することを意味するから、非常に重要なものであったことは言うまでもない（この吉田の再軍備反対・憲法改正反対を意味する立論はダレスを大いに怒らせたと言われる）⁽²⁰¹⁾。

しかし彼らと話したどの人々ともひと味違う意見を、最もはっきりとむしろ「極端な形」で述べたのは、他の誰でもなく幣原自身であったとされる。幣原は、「日本では決して軍国主義が起こらないだろうし、また起こるべきではない」、「再軍備というものはお金がかかりすぎる」、「再軍備やアメリカ軍の代わりに……日本の安全保障問題の解決は、侵略してきた者に対して、受動的レジスタンス [非暴力抵抗] あるいは非協力 [という方法]

(198) 深瀬前掲書註(4)137-138頁。

(199) マイクロ・フィッシュ *Occupation of Japan, Part 3: Reform, Recovery and Peace, 1945-1952 1-A-105 Summary report on various interviews conducted by Dulles and Allison in Japan [1950]*. (中央大学図書館所蔵)

(200) *Ibid.*, p.2.

(201) 三浦陽一『吉田茂とサンフランシスコ講和』上巻、大月書店、1996年、219頁以下、参照。ダレスと幣原、ダレスと吉田との会談は、1950年6月22日午後それぞれ行われたとされている（同書・218-219頁）。

で、抵抗するのがよい。日本人の中にはロシア人への強い反発があつて、もし万一日本がロシアによって攻撃され占領された場合には、ソビエト占領軍はアメリカが日本で得て来たようなそんな協力は得られないであろう。その結果、殺されることもあるだろうが、八千万の全日本国民をすべて殺すことは不可能であり、結局は……失敗に終わることがはっきりするであろう」、などとはっきり述べたとされる⁽²⁰²⁾。ダレスによる再軍備や日米同盟による安全保障の要求をきっぱりとはねのけた幣原は、その息子・幣原道太郎が言うように、「第九条は父の本心に反して押しつけられたにも拘わらず、占領下にあつて真相を一切口にする事の出来なかつた父が涙を吞んで自ら [が] ……提案者と言わせられた」⁽²⁰³⁾ などということでもなさそうである。

このように、とくに幣原の決意はきわめて固い。このことも幣原の9条提起説をある程度は裏づけるものとはならないだろうか。

こうして、憲法第9条は成立した。それは、歴史の1ページを開く人類の希望の記念日となった日であつた。しかも、それは、今から見るならば、「地球時代」の地球市民による世界史物語の創造に大いなる示唆と希望と推進力を与えるものでもあつたとも言いえよう。まさに、憲法第9条は、背景には世界の戦争違法化・「非合法化」思想を背景に、世界と日本の戦争体験（加害と被害）によってリアリティを与えられ、「第二次世界大戦の業火とホロコースト」、そしてそれがもたらした「満目蕭条たる焼け野原」（芦田均⁽²⁰⁴⁾）から「不死鳥（フェニックス）のごとく」（チャールズ・オーバービー）⁽²⁰⁵⁾ 生まれたもの

(202) Summary report on various interviews conducted by Dulles and Allison in Japan [1950]., op.cit., pp.2-3.

(203) 幣原前掲書註(175)幣原道太郎「解説」325頁。

(204) 芦田均は、1946年7月9日衆議院の（帝国憲法改正）委員会において、委員長として、総括質問の補充として政府に対して質問を行い、その中で次のように述べている。

「此の議事堂の窓から眺めて見ましても我々の眼に映るものは何であるか満目蕭條たる焼野原であります、其處に横はつて居つた數十萬の死體、灰燼の中のバラックに朝晩乾く暇なき孤兒と寡婦の涙、其の中から新しき日本の憲章は生れ出づべき必然の運命にあつたと、内閣は御考へにならないか、獨り日本ばかりではありませぬ、戦に勝つたイギリスでもウクライナの平野にも、楊子江の楊の蔭にも、同じやうな悲嘆の叫びが聞かれて居るのであります、此の人類の悲嘆と社會の荒廢とを靜かに見詰めて、我々はそこに人類共通の根本問題が横はつて居ることを知り得ると思ひます、此の人類共通の熱望たる戦争の抛棄と、より高き文化を求める欲求と、より良き生活への願望とが、敗戦を契機として一大變革への途を餘儀なくさせたものであることは疑ひを容れないと思ふ」（引用はWebsite「帝国議會會議録検索システム [http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/]」より行い、文中の片仮名に付いている鍵括弧をはずして引用した）。〔閲覧は2016年12月1日〕

(205) Charles M. Overby, A Call for Peace — The Implication of Japan's War-Renouncing Constitution, 國弘正雄訳『対訳 地球憲法第九条』たちばな出版、2005年、41頁。

であり、またそれは、それを提起・実現させた幣原の平和・協調外交の思想と実践の法的具現化のあらわれでもあるだろう。我々は、この歴史的意義を今こそ直視すべきであるように思われるのである。

9. 憲法9条と再軍備・沖縄

(1) マッカーサーの戦後日本構想と憲法9条（警察予備隊と再軍備）

ところで、憲法制定後、マッカーサーは、一貫して日本本土の非武装（ただし沖縄についてはこれと異なる扱い）・憲法9条堅持論にこだわっていて、再軍備や米軍本土駐留に反対し、それが原因で米国・ワシントン政府（トルーマンやダレス）と激しく衝突するに至ったとされる。この点から見るならば、朝鮮戦争での原爆使用や中国本土攻撃を主張して連合軍総司令官を解任されたとするこれまでの「定説」は、マッカーサーの思想や当時の証言をつぶさに見ればなお私には疑問がある。

このような問題に関して、日本の再軍備との関わりでは、「マッカーサーは再軍備と保安部隊〔constabulary — 軽武装の国内治安部隊〕創設を明確に分けて考えていて、警察予備隊創設は、マッカーサーにとって憲法第九条と何ら矛盾するものではなかったのである」と主張している小倉裕児論文「47年のマ元帥保安部隊（コンスタビュラリ）構想」⁽²⁰⁶⁾は、きわめて有益な示唆を与えてくれているように思われる。

小倉は、G2（参謀第二部）・警察改革関係の会議録（1947年9月5日）などのGHQ占領文書の検討を通じて、新憲法に戦争放棄と再軍備禁止を規定した第九条を入れたのはマッカーサーだったが、朝鮮戦争の勃発と同時に「警察予備隊の創設」を指示することで、憲法第9条を空洞化する日本再軍備への道を開いたのもマッカーサーだった、などとする「定説」に反対して、おおむね次のような結論を導き出す。

すなわち、マッカーサーは「〔講和条約締結後の〕占領軍撤退と国連管理を二本の柱とし、講和後も日本の非武装中立を維持しよう」と⁽²⁰⁷⁾していたのであり、「①憲法

(206) 小倉裕児「47年のマ元帥保安部隊（コンスタビュラリ）構想」『Ronza』1996年6月号、所収。なお、伊藤成彦「警察予備軍の創設＝再軍備ではなかった — 米側資料が示す自衛隊縮小・解体への大きな示唆」伊藤前掲書註(112)『武力侵攻からの脱却』所収も参照。

(207) 小倉前掲論文註(206)140頁。

の起草者であるマッカーサー自身が警察予備隊を再軍備として認識していなかったこと、②五十一年初頭の吉田・ダレス会談にみられるように日米間で再軍備があらためて検討されていること、③ワシントン政府や連合国諸国が占領下の警察予備隊に重装備を与えることに慎重であったこと、④警察予備隊が占領下では実体として軽武装の保安部隊〔Constabulary〕としての性格をもち続けたこと⁽²⁰⁸⁾などを総合的に勘案すると、警察予備隊の創設は日本再軍備の第一歩ではなく、再軍備を禁止した憲法9条を前提としたものであったとされる。むしろ非武装だからこそ治安維持のための警察力の増強が必要としていたとされるのである（ただし、これは、天皇制護持〔国内の「反乱」分子を鎮圧する〕の問題とも微妙に絡む重要な問題でもあることには注意が必要）。実に示唆に富む。

こうしてみると、再軍備の過程として「通説」的見解が上記のようにこれまで伝えてきたものや、「押しつけ憲法」論者（ないしは「憲法9条マッカーサー提起説」）が暗黙のうちに前提としていること、すなわちマッカーサーによる「憲法9条幣原提起説」の主張は、1950年代に日本非武装化論から再軍備論に転向したマッカーサー自身の自らの「誤り」をごまかし、他人にその責任を転嫁しようとするものである（「責任転嫁説」）、などとするこれまでのマッカーサー像に対して、こうした研究は再検討を迫るものではないだろうか。

そもそも、朝鮮戦争になって再軍備論者に転向したからその責任を幣原に押しつけたとする議論は、憶測以外にとくに根拠もない。しかし、上のように、マッカーサーは朝鮮戦争以後も憲法9条・非武装平和主義支持者であったとするならば、人に責任を押しつける必要などないのである。

ところで、この問題、もともと、憲法9条の提起の責任を他人に押しつけたところで、それを積極的に認めた監督者としての責任は免れないということが忘れられている。そもそも提起者から監督者へ自らの立場を転じたからといって、そのことが少しでも批判を弱めたり責任が減じられると考えられるであろうか。もしそうだと思う者がいたならば、それはステイツマンとしての責任のあり方を根本的に誤解してはいないだろうか。本来、「A君が言ってきたからやりました」といったような幼い子どものような言い訳をすることは、かえってマイナスなのではなかろうか。もし、監督責任も少しは減じられるケースがあり得るとするならば、マッカーサーが「自分は最初

(208) 小倉前掲論文註(206)143頁。

から非武装は反対であったけれども、さんざんの忠告にもかかわらず、日本の首相がどうしてもと言うので、その国の独立性を認める観点から渋々認めたにすぎない」とでも弁明するケースであろうか（これとて拙いが……）。しかし、実際には、先にも見たとおり、マッカーサーは、折に触れて憲法第9条を（反対・批判するどころか）積極的に支持し、世界に広めようとさえしていたのである。その点も含めて、憲法成立過程全体を見る必要があるのではないだろうか。

（２） 憲法9条と沖縄

以上見てきたような議論に加えて、マッカーサーが本土は非武装論であったのに対して、沖縄については武装容認であったということを持ち出して、「憲法9条は沖縄基地化とバーターであった」などと唱える論者も存在する。確かに、大きな観点からすれば、沖縄が犠牲にされたという事実自体は直視しなければなるまい。今もってなお、沖縄の現状、とりわけ米軍基地問題は深刻化の一途をたどっていて、本土人（ヤマトンチュ）がそこに鈍感であることも厳しく反省しなければならないことは論をまたないように思われる。その意味では、つまり憲法が制定されたからといって沖縄は平和を享受できなかったという意味では、一面の正しさを含んではいる。その反省は「戦後70年」の今こそしっかりと行わなければならないと私は思う。しかし、だからといって、憲法9条は沖縄切り捨てとバーターであったとしてその価値を減じる議論はどうであろうか。それは、果たして正当性と公平性のある議論であろうか。

例えば、古関彰一は「日本国憲法の平和主義、なかでも軍備不保持は、沖縄の基地化抜きにはありえなかったと言わざるを得ない。しかし、こうした平和憲法認識は形成されることはなかった。本土では少なくとも戦後十年間は、沖縄を等閑視したなかで平和憲法認識を形成してきたし、その後も平和憲法の担い手の側から、平和憲法は沖縄の犠牲の上に存在しているという認識は育たなかった」⁽²⁰⁹⁾、と言い、また、姜尚中も、「日本の非軍事化と民主化、および日本国憲法のなかに日本本土が入ることが、逆に言うと、沖縄を軍事占領して基地化することと、実はコインの表と裏の関係になっていたわけです。つまり日本が日本国憲法を受け入れて、自分たちにとってラッキーな、これほどすばらしい憲法はないといっている、そういうハッピーな状況は、実は沖縄を分離して、そして事実上の軍政支配におくということとバーターになって

(209) 古関彰一「沖縄にとっての日本国憲法」『法律時報』68巻12号・1996年11月号、14頁。

いたわけです」⁽²¹⁰⁾、と述べている。

これら全てを誤った主張であると言うつもりはない。しかし、日米の戦後政策の矛盾が結果として沖縄問題として現れたということを憲法9条にも責任があったかのような印象を与えるいささか公平さを欠く主張であるように思われ、私には大いに違和感があるのである。確かに、事実として、日本本土が平和憲法を享受している時に、他方の沖縄は分離され、直接軍政がひかれ、基地化され、平和・人権・民主主義は奪い尽くされた状況にあったし、見方によってはマッカーサーは本土非武装に非常にこだわった反面、沖縄を非武装にする提案を行わなかった。この事実は認めなければならない。しかし、沖縄武装があったから本土が非武装でもよいとされたのは、あくまでも、米国の政策の問題・事実の問題であり、また日本政府の側も、そもそもふりかえれば敗戦直前にソ連を仲介として講和を模索した日本政府の講和条件（近衛文麿案：「和平交渉の要綱」と「解説」）⁽²¹¹⁾の時点から沖縄を切り捨てることを決めていたところにも問題の原点があるのであって、原理的に沖縄の武装・基地化を日本国憲法自体が前提としていたわけでは決してないことをもう一度確認しておきたい。あくまでもこれは日米両政府の政策の結果の問題なのである。そうであるとするならば、沖縄を含めて、憲法9条の精神にしたがって、非武装化することに、もちろん憲法上の障碍はない。その点から、もし批判がなされるならば、その対象は、憲法9条ではなく、米国の政策や日本政府の政策であり、次いでそうした沖縄切り捨ておよび沖縄

(210) 姜尚中・辻村みよ子「沖縄・外国人問題からみた国民主権 [主権論の焦点] — 国際社会と日本国憲法・2」『法律時報』69巻10号・1997年9月号、53頁。

(211) 「アジア・太平洋戦争」の終戦直前、ソ連を仲介として和平工作を開始することが決定され、その特使に任命されたのが、近衛文麿である。この交渉をおこなうにあたって、近衛を中心に作られたのが、「和平交渉の要綱」及び「解説」である（その全文は、矢部貞治『近衛文麿（下）』弘文堂、1952年、559—562頁）。その要点は以下のとおりである。

<要綱>

- ・国体（天皇制）の護持を絶対条件とし、一步も譲らざること。
- ・やむを得ない場合には領土は固有本土をもって満足する。
- ・民本政治への復帰のため、若干の法規の改正、教育の革新に同意する。
- ・一時完全な武装解除に同意する。

<解説>

- ・「国体の解釈については、皇統を確保し天皇政治を行うを主眼とす。ただし最悪の場合には御譲位もまた止むを得ざるべし」
- ・「若干の法規の改正とは、止むを得ざれば憲法の改正以下、反民本的法令に及ぶこと」
- ・「固有本土の解釈については、最下限沖縄、小笠原島、樺太を捨て、千島は南半分を保有する程度とすること」

差別の問題を明確に批判しえなかった日本人、その平和運動の不十分さではなかろうか。

なお、ところでマッカーサーが沖縄の武装を容認していたかのような発言を繰り返していた点についてであるが、このマッカーサーの思想の不十分さも（とりわけ沖縄からは）批判の対象にのせること自体は必ずしも抑制されるべきではないと思うが、しかし当時の情勢をもう一度冷静かつ正確に振り返ると、マッカーサーは基本的に日本本土における最高司令官ではあったが、沖縄は基本的にはアメリカ本土政府（とりわけ軍部・国防省）の支配下（軍政下）であったのであって、マッカーサーが沖縄問題に当時から本土と同様に十分なるコミットメントができたかのように言うのは正確といえるだろうか。むしろ、マッカーサーは、米国・ワシントン政府がしきりに言ってくる本土も武装化しようとする企てを「沖縄をあれだけ武装化しておいて、その上で本土に何が必要なのですか」という形で諫めていたという可能性さえ考えられ得る。いずれにせよ、こうした点は、もう少し慎重に検討されなければならないように思われる。

おわりに

最後に、これまでの考察と一部重複する部分も含むが、憲法9条の制定過程をめぐる学説整理をした上で、本稿で幣原提起説を重視した意味について一言触れておきたいと思う。

学界の通説的見解は、1946年1月24日の幣原喜重郎・マッカーサー会談で幣原から平和主義・戦争放棄の見解が示され、マッカーサーがそれを積極的に受けとめ憲法条項化を決断したとする、いわゆる「日米合作説」である。そうした見解に立つものとして、すでに紹介した高柳賢三『天皇・憲法第九條』有紀書房・1963年、田中英夫『憲法制定過程覚え書』有斐閣・1979年、小林直樹『憲法第九條』岩波新書・1982年のほか、山内敏弘⁽²¹²⁾、

(212) 山内敏弘・古川純『戦争と平和』岩波書店、1993年、113-117頁（山内執筆部分）、参照。

山内は、「戦争放棄、軍備撤廃を第九条のような形で条文化したのは、あるいはマッカーサーであったかも知れないが、しかし、そのための重要な契機となったのは、一九四六年一月二四日の幣原・マッカーサー会談における幣原の『決心』の表明であり、それなしには、マッカーサーによる条文化も有り得なかったと思われる」（同書・117頁）、とする。

芦部信喜⁽²¹³⁾、伊藤成彦⁽²¹⁴⁾の説などがある。

同様の前提に立ちながら「合作」という結論よりも幣原発想・提起の事実を重視する見解（幣原イニシアチブ説）として、深瀬忠一（『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店・1987年）、堀尾輝久⁽²¹⁵⁾の説などがある。

(213) 芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法』岩波書店、第6版・2015年、55頁、参照。芦部は、次のように記述している。

「一九四六年（昭和二一年）に幣原首相はマッカーサー元帥を訪問し、憲法改正問題を含めて、日本の占領統治について会談した際に、戦争放棄という考えを示唆したと伝えられている。幣原は、それが天皇制を維持するために必要不可欠だと考えたのである。したがって、日本国憲法の平和主義の規定は、日本国民の平和への希求と幣原首相の平和主義思想を前提としたうえで、最終的には、マッカーサーの決断によってつくられたと解される。日米の合作とも言われるのは、その趣旨である。」（同書・55頁）

(214) 伊藤成彦『物語日本国憲法第九条』影書房、2001年、39頁。伊藤は、「第九条の共同制作者——幣原喜重郎首相とマッカーサー元帥」と表記していることもある（同書・39頁）ので「合作説」に入れたが、伊藤は、1946年1月24日の幣原・マッカーサー会談における幣原の提案の存在を認め、またその提案を支持したマッカーサーの決断の意義を重視している（伊藤前掲書註(112)36頁）。その上で、「第九条の提案者は幣原喜重郎首相だと判断するに至る高柳賢三会長の推論は、極めて説得的で、憲法第九条の発案者の研究では最も信頼できるものだと私は思う」としている（伊藤前掲書註(112)64頁）。

(215) 堀尾説は、幣原のイニシアチブの意義を強調する点が特徴的である（その点で、深瀬忠一説との共通点も見られる）。

「戦争放棄の理念は、アメリカ政府の基本方針（SWNCC-228）にも、総司令部にもなく、それは1月24日のマッカーサーと幣原の会見に際し、幣原首相の強い要請で、マッカーサー・ノートに示されることになった。」（堀尾・山住前掲書註(189)174-175頁）

「憲法9条にかんしてはだれがイニシアチブをとったかという、マッカーサーではないのです。幣原喜重郎という当時の総理大臣でした。幣原イニシアチブ説にかんしては日本の憲法学者も十分に紹介していないうらみがあるのですが、じつはマッカーサーが、1951年5月5日、アメリカの上院軍事外交軍事合同委員会でそのことを証言しているのです。……学者は結論的に、9条は日米合作だということだけを書いていることが多いのですが、幣原が最初にイニシアチブをとったということは非常に重要な事実ですし、誇るべき事実だと考えていいと思います」（堀尾輝久『日本の教育』東京大学出版会、1995年、22頁）。

「私は、幣原イニシアチブということは十分ありうると考えています。」（堀尾輝久『いま、教育基本法を読む』岩波書店、2002年、53頁）

「憲法学者には、あんまり幣原論を言う人がいないんですね、深瀬先生を除けば。その辺は私は非常に不満をもっています（堀尾ゼミナール『中大時代の堀尾先生——対談・業績目録等——』2003年2月8日発行〔未公刊、中央大学図書館所蔵〕、17頁、植野妙実子中央大学教授の対論での発言）

なお、堀尾説は注目が高いようであり、次のような紹介もある。

「幣原起源説については、たくさんの検討があるが、最新のものでは堀尾輝久が精力的に検討・主張している。」（渡辺治『憲法9条と25条・その力と可能性』かもがわ出版、2009年、64頁）、「『幣原発想』の重要性は、憲法論のみならず文化論および平和教育の内発性喚起のため重要である。堀尾輝久『日本の教育』（東京大学出版会、一九九五年）、二二頁。」（深瀬忠一・杉原泰雄・樋口陽一・浦田賢治編『恒久世界平和のために——日本国憲法からの提言』勁草書房、1998年、95頁、註(12)〔深瀬執筆部分〕）

その他、マッカーサー発案説に立つものとして、古関彰一（『日本国憲法の誕生』岩波現代文庫・2009年）、佐々木高雄（『戦争放棄条項の成立経緯』成文堂・1997年）等がある。

ホイットニー＝ケーディス説に立つものとして、セオドア・マクネリー⁽²¹⁶⁾や竹前栄治⁽²¹⁷⁾の説がある。

また、マッカーサーが米国国防省の日本非武装化4か国条約構想（バーンズ条約案）に対抗してそれを無効化するために先手を打ったとするものとする三輪隆の説⁽²¹⁸⁾がある。

さらに、吉田茂説に立つ論者として、五百旗頭真（五百旗頭真）の説⁽²¹⁹⁾などがある。五百旗頭は、吉田茂の後輩の外交官であった白鳥敏夫が作成し1945年12月10日吉田の元に到着した、憲法に平和条項が必要であるという旨を明記した文書（「白鳥メモ」）を吉田が幣原にも届けていることに注目し、非軍事手段を重視する平和主義そのものは誰から教えられるまでもなく幣原自身の思想であるが、「新憲法に戦争放棄の平和条項を明記するという着想、白鳥メモ以外に幣原首相への注入は考えにくい」、「白鳥メモに接した後の

(216) Theodore McNelly, *The origins of Japan's democratic constitution*, Lanham, Md: University Press of America, 2000., p.127.

(217) 竹前栄治『GHQ』岩波新書、1983年、166-167頁、参照。竹前は、同書の「第九条の発想者」という中見出しを付けた部分（同書第4章第2節中）において、「『戦争放棄』条項の発想が誰であったかについては、マッカーサー説、幣原説、『前段幣原・後段マッカーサー』（田中英夫）説等がある。しかし、マクネリー教授はGHQ、とくに民政局の『ケーディス＝ホイットニー説』を提起している」として、マクネリーの説（ケーディスがホイットニーに天皇が戦争放棄の詔勅が出せないかを尋ね、そのことをホイットニーが1946年1月28日に幣原に伝え、またマッカーサーにも同様の考え方が伝えられ、それが「マッカーサー・ノート」第2項の戦争放棄条項につながり、また同年2月21日のマッカーサー・幣原会談でも幣原の同意が得られて、最終的に憲法9条につながったとする説）を好意的かつ詳細に紹介している（同書・166-167頁）。

(218) 三輪前掲論文註(32)参照。三輪は、①マッカーサーは本国政府の非武装化条約構想を知っていたこと、②しかし条約による日本非武装化方式は、マッカーサーの（大統領選挙出馬もにらんだ）政治実績作りの利害に反するものであったこと、③そこで条約による日本非武装化方式を無意味にするために憲法典に非武装化条項を入れたと考えられる、とする（同論文・47頁）。
なお、君島東彦は、この三輪説に肯定的な対応をとる（君島東彦「六面体としての憲法9条」君島東彦ほか編『戦争と平和を問いなおす — 平和のフロンティア』法律文化社、2014年）。君島は、憲法9条を多角的な視点から見る必要性があることを論じる文脈でワシントンの視点からも見る必要性を論じ、その中で、「私自身は三輪隆の仮説が興味深いと思う」、「この仮説によれば、憲法9条はもともと条約の性格を持っているということになる」とする（271頁）。

(219) 五百旗頭前掲論文註(194)参照。

マッカーサーとの会見で、幣原首相は平和主義の提案を行った⁽²²⁰⁾とする。

こうした中で、やはり注目しておきたいのは、「憲法調査会」高柳賢三会長の次のような見解である。

「〔憲法9条は〕連合国の日本非武装化政策をより永久化するためのものであろうと素朴的に想像していたが、この想像は全くまとはずれのものであったことが判明した。……第九条の発祥地が東京であり、一月二十四日のマッカーサー・幣原会談に起因する点は疑われていないが、その提案者が幣原かマッカーサーについて、日本でもアメリカでも疑問とされていた。調査会における大多数の参考人は、幣原ではなからうマ元帥だろうと陳述したが、青木得三、長谷部忠など少数の参考人は幣原だと陳述した。そこで念のため、わたくしからマ元帥にこの点をたしかめたが、マ元帥は、従来の言明どおり、幣原だとハッキリと述べ……その時の状況をつけ加えた。しからば幣原はどうかというと、一九四六年四月以降多くの内外人に向かってしばしば、あれは自分の提案だという趣旨を語っている

(220) 五百旗頭前掲論文註(194)233頁。同論文では次のように指摘する。

「平和主義について、幣原は他から教えられる必要はなかった。しかし、新憲法に戦争放棄の平和条項を明記するという着想は、白鳥メモ以外に幣原首相への注入は考えにくい。……白鳥メモに接した後のマッカーサーとの会見で、幣原首相は平和主義の提案を行ったのである。マッカーサーの回想は、幣原が憲法に平和条項を挿入する提案を行ったと明記している。しかし多くの研究者は、それがマッカーサーの誇張や脚色好みの一例とみなし、首相が平和政策一般以上を語ったことを疑っている。ただ吉田外相が、白鳥メモの戦争放棄の憲法提案を首相に読ませたことを考慮すれば、マッカーサー回想の記述もあり得ないことと決めつけてよいかどうか留保を置かなければならないであろう。」(同論文233頁)「軍事至上主義で破滅した戦時の体験から、吉田は『戦争で負けて外交で勝つ』決意を堅くした。英米型の国際的市場経済への参画を通じて健全な日本再生を図る。軍事優先主義を二度と繰り返してはならない。国際環境の変化を見れば、一国で国防を全うできるような時代ではもはやない。勝者が日本の再軍備を警戒するのは当然であるし、非軍時化〔ママ〕の外圧に日本は抵抗する必要もない。少なくとも貧しい敗者である当時、再軍備の負担を負わないことは日本の国益である。そう考えた吉田は、白鳥の平和憲法の提案を幣原首相に通じた。病の床で日本の行く末を沈思していた幣原は、吉田の期待に違わず反応し、マッカーサーに提案してくれた。幣原首相も吉田外相も、一月末に閣議で松本の憲法草案を審議した際、軍備条項は削除したほうがよいと訓したが、松本内務省は聞かず思い通りに草案を仕上げた。松本草案に対するGHQの返答を得るための二月十三日の会見で、GHQ側は“マッカーサー草案”を提示し、基本的受容を求めてきた。松本内務相は目もくらむような衝撃と憤怒を覚えたが、吉田外相はそんなものだろうといった風情で冷静であった。平和条項が早々にきっちり出てきたことは、吉田の歓迎するところであり、思惑通りと見るのは行き過ぎだろうか。吉田はマッカーサー司令部には逆らえないというふりをしながら、その実、戦後日本の平和主義貫徹を自ら策し続けたというのが、この仮説である。」(同論文・234頁)

ので、この点についてマ元帥の陳述を裏書していることになる。またこれより先、同年二月初旬に、モデル案の起草を命じられた際に、ホイットニーがラウエルに“日本政府の提案”といったというラウエルの陳述、その他の証拠もその傍証となっている。ところが、幣原首相に近かった多くの人達は、当時幣原がそんなことはおくびにも出さなかったことと、二月二十二日の閣議で第九条の提案者がマ元帥であるかのごとき発言をしていたので、提案者は幣原ではないと推測したのも無理からぬところである。しかし調査会の集めえたすべての証拠を総合的に熟視してみて、わたくしは幣原首相の提案と見るのが正しいのではないかという結論に達している⁽²²¹⁾。

また、松本委員会と内閣憲法調査会の双方に関わった大友一郎も、憲法第9条の発案者はだれかとの問いに対して「それは幣原さんでしょう」とはっきり述べていることも注目しておきたい⁽²²²⁾。

当時、明治憲法下では閣僚の任命罷免権が首相にはない。閣僚が一人でも反対すると、その閣内不一致が内閣総辞職にもつながりうる。幣原内閣は松本国務相のような頑迷な保守派を抱えていたわけで、だからこそ、幣原首相提起の戦争放棄は結果的に「マッカーサー経由」（伊藤成彦）で実現した。その中でも、閣内では、幣原首相は、もっぱら軍事条項は削除し一切書かないように、と主張していたことも一応注目しておきたい（この点は、日本が積極的に軍事力を持ちたいという誤解を連合国などに対して招きたくないということが第一義であるように思われるが、もっとも、軍事条項を憲法に一切規定しなければ国家の軍事権限は授權されていないと解すべきであり、軍事力を持つことはできなくなる。ただ、当時、そこまで幣原が考えていたかは不明）。

憲法制定過程研究の第一人者たる古関彰一は、論文・著作ごとにそのニュアンスを変え

(221) 高柳前掲書註(9)『天皇・憲法第九條』74-77頁。

(222) 『東京新聞』1998年4月27日第5面。記事には次のようにある。

「『それは幣原（喜重郎首相）さんでしょう』／日本国憲法第九条（戦争の放棄）の発案者は誰か、と問うたときである。小柄な老人は、ためらわずに答えた。……『日本のイニシアチブでできた憲法ではないが、第九条については日本の首相の提案を米側が取り入れたことを若者たちにわかってもらいたい。私も米側の草案を見たときはオヤッと思った記憶があるが、九条に背く行為はすべきではない。九条の精神を生かす国連の成長が待たれますね』／久しぶりに訪れた東京・第一生命ビルの『マッカーサーの部屋』で感慨深げに元帥愛用のいすを見つめる大友一郎の表情は日本国憲法の語り部の顔だった。」

て記しているように思われるが、例えば、『新憲法の誕生』（初版は1989年）⁽²²³⁾等においてはきわめて直接的なマッカーサー提起説を採っていた（基本的には古関は常に結論としてはマッカーサー説を採っている）。ただし、この問題に関する詳細な研究論文である「憲法9条成立の意図とその受容」（初出は1997年）⁽²²⁴⁾においては、憲法9条の発案者は誰かという問題に関して、9条の起源が1946年1月24日の幣原・マッカーサーの会談における幣原首相の提案に端を発するという（通説的な）理解を受容しつつ、「発案者」とは、戦争放棄構想の発想者（幣原）ではなく、憲法条項化をおこなった者（マッカーサー）と解すべきとして、「発案者」の理解を組み替えて整理し直した点はきわめて注目される。古関の言うとおりに、この会談における幣原の提言を重視する説（深瀬忠一説等）、マッカーサーの決定の方を重視する説（田中英夫説等）、両者の合作という結論を重視する説（芦部信喜説等）のいずれも、「事実の存否に関してはさして争いはない」⁽²²⁵⁾とする指摘は重要である。

ただし、深瀬説⁽²²⁶⁾も指摘するように、少なくとも9条のアイデアないし「発想の起源」が幣原の提起にあること、かつ幣原の「提言」がマッカーサーの「決断」にとって不可欠なものであったかどうかという論点は重要であると思われる。なお、私は深瀬説と同様、「幣原提言なくして、第9条が生まれたか疑問」と考えている。

憲法成立過程においては、最終的に憲法条項にすることを決断し実現させた者のみが重要であり、その発想者が誰であったかは重要ではないという考えもあるいはあるかもしれない。だが、最終的に条文に至る「思想」全体を探る上では、どちらの存在も重要ではなからうか。また、仮に、多くの説が（そのことだけは）支持するように、発想者が幣原であった場合、アメリカによる「日本弱体化」のための一方的な押しつけとか、マッカーサーの特殊な思想が日本に押しつけられたなどといった（やや視野が狭いように私には思

(223) 古関彰一『新憲法の誕生』中央公論社・1989年。文庫版の中公文庫・1995年も同様。改名も行った『日本国憲法の誕生』岩波現代文庫・2009年では、「かりに『発案者』がマッカーサー以外であったとしても、『起草者』はマッカーサー以外にはないように思える」（133頁）とする。なお、『日本国憲法の誕生』（岩波現代文庫）は2017年4月に「増補改訂版」が出版予定とのことだが、本論文の執筆および校正段階ではまだ未公開のため、残念ながら本論文では参照することができなかったことを付記しておきたい。

(224) 古関彰一「憲法9条成立の意図とその受容」『獨協法学』第44号・1997年、同『「平和国家」日本の再検討』岩波書店・2002年所収、引用は後者より行う。

(225) 古関前掲書註(9)『「平和国家」日本の再検討』6頁。

(226) 深瀬前掲書註(4)137-138頁。

われる) 見解 (俗説?) への批判にもなりうるだろうし、また、幣原を通じて9条に実現した (広い意味での) 日本の平和思想はどのようなものであったか (その意義と限界点は何であったか) など、憲法9条の「思想」を探る上で有意義な視座を持つことも可能となるように思われる。発想者が誰であったか、その発想者の意図や思想はいかなるものであったか、またいかなる歴史的な背景 (個人史、日本史、世界史) の中でそうした「発想」が現れてきたか、その「発想」に影響を与えた先行思想はどのようなものがあったかなどといったことを探ることは、憲法解釈論においても、少なくとも、参考とはなるものであるだろうし、またそれ以外の研究や実践 (平和教育など) においても有意義な素材を提供するものであるように思われる。この点をあらためて強調しておきたいと思う。

(かわかみ あきひろ 広島市立大学広島平和研究所准教授・憲法学)

キーワード：憲法9条／憲法制定過程／幣原喜重郎／マッカーサー